

2025年度県職連合サークル活動助成金交付要綱

目的)

第1 この要綱は、沖縄県関係職員連合労働組合の組合員（以下「組合員」という）の余暇の活用と、明るい職場づくりを推進するため、共通の趣味や特技に関心を持った組合員のサークル活動費の一部を助成することによって、サークルの育成と組合員の団結を促進し、組合活動に定着させることを目的とする。

(助成金の対象となるサークル)

第2 助成金の対象となるサークルは、次の要件を備えたものとする。

(1) 組合員の文化、教養を高め、特技を磨き、健康を増進させるために組織されたサークルで、年間を通して継続した活動を行っているもの。

(2) 原則として三職場以上（病院は一職場でも可）の組合員・準組合員・特別会員・県職員退職者会員（以下組合員等という）で組織され、かつ組合員、準組合員の合計が8名以上であること。県職員退職者会員は組合員、準組合員の合計の人数を超えないこと。

※3職場以上で構成できない場合は、理由書を添付すること。

※組合員等の資格確認はサークル助成金を審査する2025年8月1日時点とする。

(3) 様式1のサークル活動にかかる今年度活動費予算（案）が5万円を超えていること。

(4) 労福推進委員会ニュースにサークル紹介の記事を提供することができること。

(5) その他、県職連合執行委員長が必要と認めた事項。

(助成額)

第3 助成金として交付する基本の額は、サークルの今年度活動予算（案）の1/2を上限とし、組合員等15人未満は2万円以内、15人以上20人未満は3万円以内、20人以上25人未満は4万円以内、25人以上は5万円以内とする。

(1) 2025年4月1日から助成金の申請締め切り日までの間に、サークル勧誘の一環として、組合未加入者を新規に組合加入させた場合は、基本の額に加え、新規組合員1人につき助成金1万円を増額することができる。ただし、1サークルあたり3名までを上限とし、新規組合員が複数サークルに所属する場合は所属するサークルの数で割った額を該当するサークルに助成する。なお、増額分の上限数については、助成単価が高い順に集計し適用するものとする。

(2) 前項の増額算定においては、「お友達紹介キャンペーン」の対象となった新規組合員は対象外とする。

(3) サークル助成金予算の範囲内で支給することとする。

(申請)

第4 申請は助成金交付申請書（様式1～3）により行う。

(1) 同類のサークルでの会員の二重登録は行わないこと。

(2) 同一人物の3サークル以上の重複登録は行わないこと。

(3) 組合員等以外の者を名簿に記載しないこと。

(4) 同一メンバーが50%以上のサークルについては同一のサークルとみなす。

(5) 会員はサークルの活動に常時参加できる範囲に居住している者とする。

(6) 申請書はサークル代表者の所属する支部に提出する。

2 第1項の申請期限については、2025年7月1日から2025年7月31日までとする

(交付)

第5 助成金の交付決定は、各支部の審査を経て労福推進委員会で決定し労福ニュースにて通知する。

(実績報告)

第6 助成金の交付を受けたサークル責任者は、活動が終了した日から2か月以内又は2026

年4月1日から5月31日までの期間のいずれか早い期日までに実績報告書（様式4）を推進委員長に提出するものとする。

（助成金の返還）

第7 次の場合は助成金の返還を要することがある。

- （1）第4の（3）に違反した場合
- （2）第6に定められている実績報告が確認できなかった場合
- （3）助成金の適正な利用が確認できなかった場合

（その他）

第8 この要綱は2025年度限りとする。ただし、この要綱に基づき交付決定を受けた助成金については、本要綱の執行後もその効力を有する。